

## Toyo Business Service Public Company Limited

BANGKOK: 32/23, Sino-Thai Tower 2F, Sukhumvit 21 (Asoke) Rd. Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, THAILAND  
TOKYO: 1-13-11, Higashi Kanda, Chiyoda-Ku, Tokyo, 101-0031, JAPAN (Netloc Co., Ltd.)

(2020年3月現在)

弊社は、日本とタイの懸け橋として両国の経済発展に貢献することを理念に、日系企業様がタイで円滑に事業活動ができるようにお手伝いすることを使命としております。

弊社グループは、コンプライアンスを重視したタイ事業の安定経営、トラブル未然防止の仕組み作りを支援します。

### \* 弊社の強み

弊社では日系企業様がタイで安全に事業ができるよう、すべての業務においてコンプライアンスを最重視しております。法令を遵守した進出および経営が、タイにおける事業活動の安全確保には大変重要となります。

そこで弊社では、多くのトラブル事例（労使問題、債権回収、株主・パートナー間トラブル、税金問題等）をベースに、「リスクとコスト」を経営判断基準として、問題が発生しない体制を事前に構築することを前提としております。

また、日系企業 1,400 社以上の事例に基づき、日タイ両面からの現実的な解決策の提案を致します。

### \* 会社概要

ホームページ : [www.toyo-g.com](http://www.toyo-g.com) 創業 : 1977 年 (設立 1986 年、2011 年より現業)  
従業員数 : 95 名 (日本人 18 名) 代表者 : 中尾 英明 (なかお ひであき)  
資本金 : 58,800,000 バーツ 問合せ先 : e-mail: [consulting@toyo-g.com](mailto:consulting@toyo-g.com)  
主要取引先 : 自治体様、メガバンク様、地方銀行様、JETRO 様、日系企業様、学校法人様、タイ政府機関等

### タイオフィス

住所: 32/23 Sino-Thai Tower 2F, Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110

面談時間: 平日 10:00 - 12:00、13:30 - 17:30 (日本窓口との Web 会議可) 電話: +66(0)2-661-6061

### 日本窓口 (ネットロック株式会社 タイ事業部) <https://www.netloc.co.jp/thailand.html>

住所: 〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-13-11 エトワール東神田ビル 電話: +81(0)3-6825-7401

面談時間: 平日 13:30 - 17:30 (タイオフィスとの Web 会議可) 担当: 新谷 (しんや)

### \* 業務内容

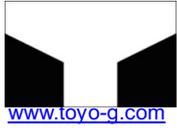
- ① 会社経営支援: タイ法人の人事・労務、法務、会計・税務、各種トラブルなどの経営管理全般の問題解決
- ② ガバナンス支援: タイ法人の就業規則、各種規程、内部通報制度導入などのガバナンス体制構築支援
- ③ タイ進出支援: 会社設立、BOI 申請、ビザ・労働許可証取得などのコンプライアンスを重視したタイ進出支援
- ④ 月次業務支援: 会社設立後の自立支援、記帳、税務申告、労務支援などの会社運営サポート
- ⑤ 会計監査業務: タイの法令・会計基準に則った、決算書、税務申告書の監査

### \* 関連会社

会計・税務 : Hongo Toyo Accounting Co., Ltd. 出資 : Toyo Business Capital Co., Ltd.  
会計監査 : Toyo Audit Co., Ltd. 自治体支援 : Toyo Business Solutions Co., Ltd.

※弊社は「タイ王国公益法人 お互いフォーラム (<http://otagai.asia/>)」の支援企業です。

※弊社収益の一部は、孤児や教育の機会に恵まれない子供達への教育支援活動をしている「Benja-Wins 教育財団」に寄付しております。



## — 代表的な進出形態と撤退における見積もり例 —

	手数料 (VAT 別途)	実費 (非課税)
<b>1) 内資会社の設立 (タイ資本過半数以上の法人)</b>		
① 法人設立登記	100,000 THB	5,600 THB
② 駐在者本人の B ビザ、労働許可証申請		
- B ビザにてタイ入国後の労働許可証申請	40,000 THB	3,100 THB
- B ビザ更新 (1 ヶ月更新後に 11 ヶ月更新)	30,000 THB	1,900 THB
- リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請	5,000 THB	3,800 THB
<b>合計:</b>	<b>175,000 THB</b>	<b>14,400 THB</b>
<b>2) 外資会社の設立 (外国資本過半数以上の法人)</b>		
① BOI 申請 (外国人事業ライセンス申請含む)	200,000 THB～	22,000 THB
② 法人設立登記	100,000 THB	5,600 THB
③ 駐在者本人の B ビザ、労働許可証申請		
- B ビザにてタイ入国後の労働許可証申請	40,000 THB	3,100 THB
- B ビザ更新	30,000 THB	1,900 THB
- BOI へのポジション申請 (BOI のみ)	10,000 THB	
- リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請	5,000 THB	3,800 THB
<b>合計:</b>	<b>385,000 THB～</b>	<b>36,400 THB</b>
<b>3) 駐在員事務所の設立</b>		
① 駐在員事務所設立	200,000 THB	日本での公証実費別途
② 駐在者本人の B ビザ、労働許可証申請		
- B ビザにてタイ入国後の労働許可証申請	40,000 THB	3,100 THB
- B ビザ更新	30,000 THB	1,900 THB
- リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請	5,000 THB	3,800 THB
<b>合計:</b>	<b>275,000 THB</b>	<b>8,800 THB</b>
<b>4) 会社の解散・清算手続き</b>		
① 法人、駐在員事務所解散 (決算業務、監査を除く事務手続き)	100,000 THB～	1,400 THB～
② 法人清算手続き中の維持管理 (税務署、商務省への申告)	20,000 THB/月	
③ 清算人業務サポート	10,000 THB/月	
<b>合計:</b>	<b>130,000 THB～</b>	<b>1,400 THB～</b>

(実費分は少額の差額が発生する場合があります)

上記の一時費用に加え、会社運営上は月次での納税申告 (源泉税、VAT)、給料計算、社会保険料の申告・納付、半期・年次での法人税の申告・納付、年次会計監査、ならびに日本の所得も考慮した個人所得税の納税申告等が必要となります。